

学校感染症と出席停止期間

学校保健安全法施行規則第十八条・第十九条
出席停止の期間の基準

感染症の種類	感染症の名称	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	完全に治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	
中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)		
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	それがないと認めるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	その他の感染症	

その他の感染症 (例) 溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)等